

作成年月	平成19年4月
変更年月	平成20年4月

岐阜県林業・木材産業構造改革プログラム

平成19年4月

1 全体目標等

(1) 林業・木材産業の現状と課題

ア 林業の現状と課題

《森林資源》

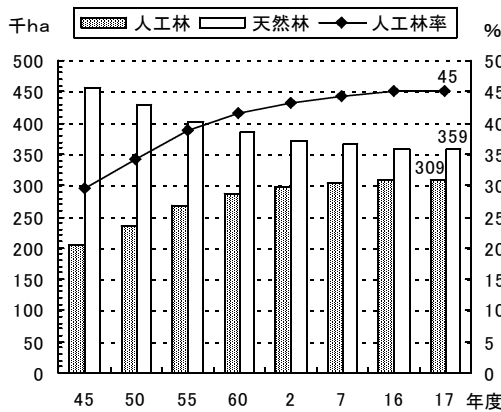
○岐阜県の森林面積は867千ha、森林率は81.6%であり、森林面積は全国第5位、森林率は全国第2位となっている。

○森林の内訳は、国有林が181千ha（県土に占める割合：17.0%、森林に占める割合：20.9%）、民有林が686千ha（県土に占める割合：64.6%、森林に占める割合：79.1%）となっており、全国に比べ民有林の割合が高く、民有林面積は全国3位（平成13年度現在）である。

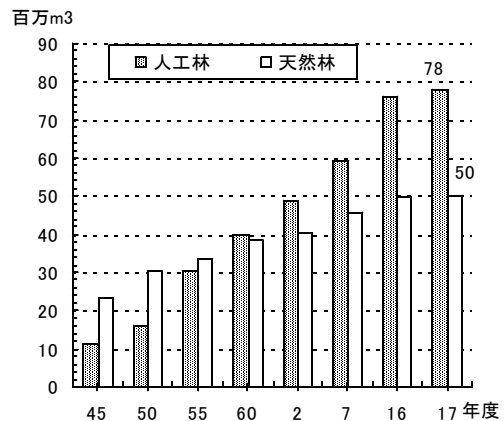
○国有林を含めた森林蓄積は152,759千m³（民有林蓄積127,789千m³）で、特に人工林蓄積の増加が著しい。

○民有林のうち人工林面積は309千ha、人工林率は45.1%であり、このうち7齢級以下の若齢林は37%の115千ha、さらに間伐の対象となる3～7齢級の人工林面積が111千haで、民有林人工林の36%を占める。

民有林森林面積の推移



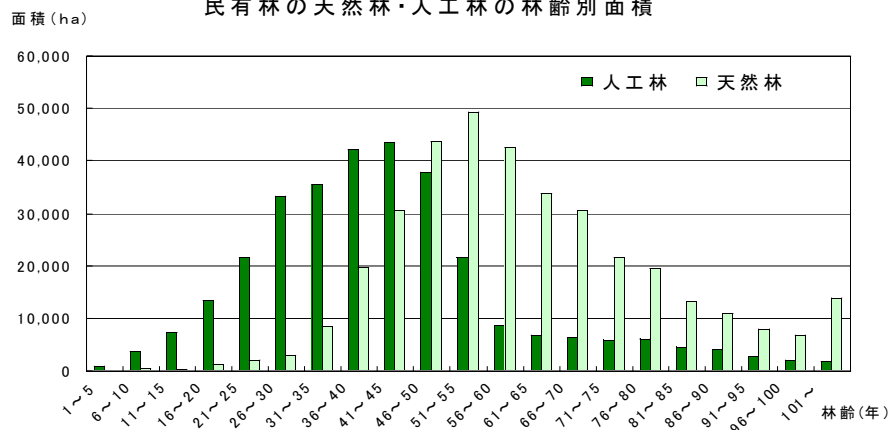
民有林森林蓄積の推移



○民有林の天然林・人工林ともに生育途中の若い森林が多く、人工林では林齢36～45年生をピークとする非常に偏った分布をしています。

○除間伐などの保育施業の実施が必要な森林が多くある一方で、利用可能な大きさに成長した森林が徐々に増えつつあります。

民有林の天然林・人工林の林齢別面積



岐阜県森林・林業統計書（平成17年度版）

《林業の担い手》

〈森林所有者〉

【零細な所有規模】

○民有林の平均所有規模は約4haと小規模です。また、5ha未満の森林所有者数は140,503人で、全森林所有者数の86%を占め、森林面積では民有林の21%にあたる143千haを占めています。

【所有規模別森林所有者数と所有規模別民有林面積】

区 分	5ha未満	5～10ha	10～20h a	20～30 ha	30～50h a	50～100 ha	100～50 0ha	500～	計
所有者数：人	140,503	11,681	6,760	2,129	1,356	783	494	93	163,799
比 率：%	85.8	7.1	4.1	1.3	0.8	0.5	0.3	0.1	100
民有林面積：ha	142,812	81,872	93,685	51,695	51,486	52,924	100,002	109,693	684,169
比 率：%	20.9	12.0	13.7	7.6	7.5	7.7	14.6	16.0	100

【森林所有者の経営意欲の減退】

○木材価格が国際水準まで低下するとともに労務賃金の上昇などにより森林経営の継続が困難となり、森林所有者の森林経営意欲が減退しています。

○小規模な森林所有者の森林経営意欲を喚起させるため、森林所有者自身が所有森林に関心を持つような取り組みが重要です。

〈林業事業体〉

【零細な林業会社】

○林業会社などの多くは小規模事業体であり、約半数が雇用する森林技術者数が5人未満となっており、事業量の計画的・安定的確保が必要です。

【林業事業体の森林技術者規模】

区 分	森林組合	林業会社	個人営業体等	合 計
事業体数	20	62	33	115
5人未満の事業体数	0	30	30	60
比 率	0%	48%	91%	52%

○労災保険には全ての事業体が加入していますが、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金制度への加入率は森林組合と比べると低い状況にあります。

【社会保険制度の加入状況】

区 分	事業体数	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金	退職金制度
森林組合	20	20	20	20	20	20
比率 (%)	—	100	100	100	100	100
林業会社等	95	95	67	64	56	71
比率 (%)	—	100	71	67	59	75
合 計	115	115	87	84	76	91
比率 (%)	—	100	76	73	66	79

○経営規模の拡大や社会保険制度への加入促進等により、森林技術者の労働環境の改善が重要です。

〈森林組合〉

【森林組合の旧態依然とした体質】

○平成17年度末現在の県内の森林組合数は23組合であり、うち広域合併組合は12組合です。

○今後は安定した自立的な経営など合併の目的を達成するための取り組みが必要です。

○県下民有林面積の内、森林組合員が所有する森林面積は77%です。

森林組合が行う森林整備事業は、国、県、市町村及び公社・公団からの事業が約7割を占めており公共事業への依存体質から脱却することが急務となっています。

【組合員所有面積の割合(H17)】

区 分	民有林面積	組合員所有面積	割合
森林面積	6 8 6 千ha	5 4 1 千ha	7 9 %

【森林組合の依頼者別保育事業面積の推移】

(単位：ha)

区 分	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
森林組合員	5,559	6,680	7,023	8,579	9,006
公社・公団：A	11,249	10,629	10,290	9,680	6,215
公共団体：B	7,889	7,535	7,236	5,887	3,604
合 計	24,697	24,844	24,549	24,146	18,825
A+Bの占める割合	7 7 %	7 3 %	7 1 %	6 4 %	5 2 %

〈林業労働力〉

【熟練森林技術者の減少】

○平成17年度末の森林技術者数は1,143人であり、平成元年度の2,524人に比べ55%減少しています。

【森林技術者の推移】

区 分	H 元		H 1 7		減少人数 A-B=C	減少率 C / A
	技術者数:A	事業体数	技術者数:B	事業体数		
森林組合	1,199人	62	642人	20	557人	4 6 %
林業会社	641人	80	370人	62	271人	4 2 %
個人営業体等	684人	115	131人	33	553人	8 1 %
合 計	2,524人	257	1,143人	115	1,381人	5 5 %

○平成元年度は50歳以上の熟練森林技術者が全体の80%を占めていましたが、平成17年度は50%に減少し、高齢化に歯止めがかかってきています。

【年齢別森林技術者数】

区 分	～29歳	30～39	40～49	50～59	60歳～	合 計
H 元	48人	129人	338人	1,028人	981人	2,524人
比率	2 %	5 %	1 3 %	4 1 %	3 9 %	1 0 0 %
H 1 7	153人	244人	181人	247人	318人	1,143人
比率	1 3 %	2 1 %	1 6 %	2 2 %	2 8 %	1 0 0 %

○森林技術者の年齢構成の平準化が図られたと言えます。今後は熟練森林技術者から新規就業者等に対し高度な技術を伝承する取り組みが重要となります。

《施業の集約化》

【所有界の不明な森林の増加】

○森林所有者の高齢化や不在村化により、林地所有界確定が困難な森林が増加しております。そのため、放置森林が増加し依然として間伐等保育管理が必要な森林が残っている状況にあります。一方、新緊急間伐推進五ヶ年計画（H17～21年度）を策定し間伐を推進しています。そのため緊急間伐推進団地を99団地（平成18年3月末現在）設定済みですが、放置森林についても団地化を進め、間伐を推進する必要があります。

《入会林野等整備》

【整備面積の減少】

○近年は、権利者の確認が困難なことや、森林経営意欲の低下により入会林野整備面積が減少しています。

【近代化法による整備面積等の推移】

年 度	S 43～S 52	S 53～S 62	S 63～H 9	H10～H17	計	
件 数	7 8	7 6	3 4	1 1	1 9 9	
整備面積	9, 6 2 4	1 0, 6 2 6	2, 8 0 4	1, 1 9 5	2 4, 2 4 9	
整備後	生産森林組合	3, 8 7 0	2, 9 9 7	1, 0 9 7	3 2 9	8, 2 9 3
	個別経営	5, 6 8 4	7, 5 7 2	1, 7 0 7	8 2 6	1 5, 7 8 9
	その他	7 0	5 7	0	4 0	1 6 7

《基盤整備》

【低い路網整備率】

○県下の林内路網密度は、19.5 m/ha（公道、林道(含軽車道)、作業道、H17年度末）、路網から200m以内の人工林カバー率は約42%（H17年度末）です。

○森林の管理や木材の搬出コストを下げるためには、路網の整備が必要ですが、整備率は低い状況にあります。

○林道、作業道は、ネットワークを形成するものとしてその配置などを十分検討し、効果的・効率的な整備を行うとともに、高性能林業機械の作業に適応した構造や作業ポイントを考慮した開設を行う必要があります。

《林業の機械化》

【高性能林業機械の低稼働率、偏った導入】

○高性能林業機械の導入は素材生産性の向上、労働強度の低減及び労働安全性の改善に効果を発揮するとともに若年労働者の参入を促進することで林業の活性化に不可欠な手段となっています。

○伐採、造材、搬出、運搬といった一連の作業のうち、高性能林業機械による効率化は一部においてしか進んでおらず、木材生産全体の低コスト化が十分に進んでいません。

○今後、目標とする素材生産量を達成するためには、稼働率の向上、作業システムの構築と作業システムに応じた高性能林業機械の導入を進める必要があります。

《特用林産物》

【減少傾向にあるキノコ生産量】

○特用林産物の主体は食用キノコ類ですが、近年、輸入品や他産地との競合等により生産量が減少しています。安全で質の高い商品を提供し、消費者へPRするとともに、生産・供給体制の整備を行う必要があります。

○キノコ類を代表するシイタケでは、菌床シイタケ生産量がほぼ横這いであるのに対し、原木シイタケ生産量は減少傾向にあります。これは原木シイタケ生産者の減少によるもので、高齢化、後継者不足が要因と考えられます。

《森林空間活用》

【森林空間を利用する場・機会の減少】

○都市住民を中心にして、森林空間での健康づくりやレクリエーション活動への関心は高い状況にあります。

○健康づくりやレクリエーションなどを行う「森林総合利用施設」として、生活環境保全林、自然公園、長距離自然歩道、都市公園などが県下各地に整備されています。生活環境保全林は32箇所、自然公園は19箇所、県で管理する都市公園は9箇所あります。

○都市近郊の里山の多くは放置されて林内は荒れており、所有者も不明な場所が多く、里山の利用や整備が進みにくい状態です。

○子どもたちが身近に森林に触れて「森林」を実感したり、楽しむ機会が減少しています。

○森林セラピーや森林環境教育に適した森林総合利用施設の充実が必要です。

【利用者のマナーの低下】

○自然公園などでは、ゴミのポイ捨てや植物の踏み荒らしなどによる自然（森林）への影響が問題となっています。

イ 木材産業の現状と課題

《県産材の利用の拡大》

【低い生産性と不安定な素材供給】

○素材生産量は、昭和40年代の170万m³/年をピークに減少しております。その最大の要因は広葉樹材生産量の大幅な減少にあります。スギ、ヒノキも昭和40年代の55万m³をピークに減少傾向にあり、現状は半分程度の生産量となっています。

○素材生産は、小規模・分散的・間断的で生産量がまとまらず、生産費の低減が困難な状況にあります。また、森林所有者の伐採意欲も減退しており、地域の地縁・血縁による立木調達が大半となっております。

○素材生産地の確保のためのデータ蓄積がないことなどから、計画的な伐採がされず、需要者に合った供給体制がありません。また、大手製材工場へ安定的に供給するための需給調整組織が未整備です。

○県内でのB・C材（小曲材、短材など）の利用体制が不十分です。

【高い流通・加工コスト】

○県産材の流通は複雑かつ多段階となっており、これが生産費の上昇の大きな要因となっています。製材工場への直送など素材生産から消費に至る関係者の連携や流通の合理化を促進させ、生産コストの低減を図る必要があります。

○製材工場は経営規模が零細であり、加工能力が低いため、高い加工コストとなっております。今後一般材を大量に利用するためには、大手ハウスメーカーへの販売などを念頭においた、製材・加工の大規模化を進める必要があります。

【小さいロット・不安定な供給】

○素材生産が小規模、間断的であり、また、製材工場の規模も零細であるため製材品の販売規模（ロット）が小さく、不安定な供給となっています。素材生産から消費に至る関係者の連携や流通の合理化を図り、ロットの拡大と安定的な生産を図る必要があります。

○大手ハウスメーカー、集成材メーカーの国産材利用が拡大しつつありますが、素材生産や製材品のロットが小さいため、販売ルートが拡大しにくい現状にあります。

【品質が不明瞭で不統一】

○人工乾燥機、グレーディングマシンなどの整備が不十分であり、乾燥材の生産率は低く、強度表示ができない状況にあります。今後、これら施設の整備を早急に促進する必要があります。

○性能重視に移行しつつある中、品質管理基準の未整備、強度性能などの客観的データがないため、「東濃桧」「長良杉」のブランド力を十分生かすことができていません。また、資源が充実し、梁・桁用の木材の供給が拡大していますが、強度データの未整備により安心して利用できる体制がありません。

【利用しにくい県産材の販売体制】

○利用者のニーズに応じた製品を定時定量に納材できる体制がありません。小規模な見込み生産が主体であり、販売先は市場・卸売り業者が主となっています。

○多様化する顧客ニーズの把握と情報発信の不足のため、生産者と工務店・設計士などの間にミスマッチが起きています。

○木造住宅のプレカット加工率は8割を占めていますが、一つの製材工場から長尺物から短尺物まで邸別に一括調達する対応が出来ていません。

○中国などにおいて木材需要量は大幅に拡大傾向にあります。嗜好性の違いから日本の木材が受け入れられにくい状況にあり、潜在的な需要に対し国産材の良さを理解していただくことが先決です。

【多様化する住宅ニーズへの対策】

○環境問題やシックハウス問題で、木の利用は追い風となっております。さらに潜在的な木造住宅嗜好は高く、住宅ニーズは大手住宅メーカーなどの規格住宅と「顔の見える家づくり」などと呼ばれる地域の木材を活用した家づくりに二極化しています。

○本県では大手ハウスメーカー、建築業者（ビルダー）の占有率（シェア）が全国的には低いものの、全体の6割近くを占めています。3割を占める産直住宅以外の中小工務店においても県産材住宅の建設を促進する必要があります。

○使用する木材の産地、伐採の合法性など生産履歴の明確化の要請が高まっておりますが、証明制度がありません。一方、国ではグリーン購入法制度改正による伐採の合法性証明が義務化されました。

○我が国は今後も少子高齢化傾向にあり、新築住宅は減少の見込みです。一方ではリフォーム需要が拡大する傾向にあります。

【木の良さなどの普及が不十分】

○大工・工務店の情報発信力、企画力、販売力が乏しいのが現状です。また、木造住宅は高いという認識が広まっています。住宅情報の収集方法もインターネットでの収集が増えています。

○県民への木の良さ、木材利用の大切さなどの普及が不十分で居住用住宅に占める木造の比率は60%程度です。

【低い公共施設の木造化率等】

○学校、福祉施設や一般店舗など非住宅以外の木造化率は6%にとどまっています。

○公共工事などの予算額は減少傾向にあります。また、公共施設において特殊な寸法の木材を使用することはコストアップに繋がるため、一般流通部材を活用した工法の開発により、コストダウンを図ることが必要です。

○木製の机・椅子などは他の資材に比べ単価が高い傾向にあります。

○県産材の情報提供や需要に応じた県産材の供給体制が不十分な状況にあります。一般住宅主体の製材体制で、市場販売主体であるため、製材品カタログなどが整備されていません。

○県有施設は大規模な施設が多く、木造化が困難であることなどから、県産材の利用は少ない状況にあります。

《木質資源の有効活用》

【コストが高い木屑等の処理費】

○樹皮等製材木屑などの処理費が製材コストを圧迫しています。樹皮などを低コストで再利用できる体制の整備が必要です。

○大規模木質バイオマス発電などの新たな設備投資が予定されています。一方で、住宅解体材などの端材の利用能力は十分で、今後供給不足が懸念されます。

○ペレットストーブなどの設備導入コストが高いため、ペレット利用など民間レベルでの熱源としての利用は普及していないのが現状です。

【新たな需要開発が不十分】

○大量消費に繋がる新たな木材製品の開発がありません。また、リフォーム需要やマンション用の内装材などの開発も進んでいません。

(2) 林業・木材産業の基本的方向

ア 林業の基本的方向

《林業の担い手の育成・確保》

(目指す姿)

- 森林所有者自身による管理が困難な森林については、長期施業委託等により森林が整備されています。
- 林業事業者（森林組合、林業会社など）自らが、計画的・安定的に事業量を確保し、円滑な事業実施を推進するため、森林技術者の育成と確保に取り組んでいます。
- 森林組合は、組合員のための組合運営を通して、地域林業の中核的担い手となっています。
- 森林組合は、地域の森林の将来を見通した取り組みにより、森林の健全化と持続的な林業の振興を図り、山村地域の発展に貢献しています。
- 事業者（林業会社など）は、経営体質の強化と雇用基盤の強化を図り、森林組合とともに森林の健全化と持続的な林業の振興に貢献しています。

(施策の方向性)

【森林所有者の意識改革】

- ◇森林所有者の森林経営意欲の喚起を図ります。

【森林技術者の育成・確保】

- ◇森林施業全般をコンサルティングできる森林技術者を育成・確保します。
- ◇伐採・搬出技術を持った森林技術者を育成・確保します。
特に、高性能林業機械による効率的な木材生産を安定的に行うため、伐採専門チームの育成に努めます。
- ◇森林組合・林業会社など自らが行う計画的な森林技術者の育成・確保への取組を支援をします。また、森林技術者の技術水準のレベルアップを促進します。

【森林組合の育成・強化】

- ◇森林組合の業務執行体制の充実強化と事業の再編強化を図ります。

【林業会社等の育成・強化】

- ◇経営体質の強化と雇用基盤の強化を図ります。

《情報技術の活用》

- 森林GISやGPSによる総合的な情報管理を進めるとともに、森林組合・林業経営体等における森林施業履歴の管理など森林の整備や管理に活用していくため、積極的な導入促進を図ります。

《特用林産物の振興》

(目指す姿)

- 「安全」「安心」「健康」な県産特用林産物商品の供給により安定的な需要があり、生産者の経営が安定しています。
- 機械化などによる省力化、低コスト化の体制が整備され、県産特用林産物の競争力が高まっています。

(施策の方向性)

- ◇安定的な需要を図るため、消費宣伝活動に取り組めます。
- ◇輸入品や他産地との競争に負けない、高い競争力の確保を図ります。
- ◇安定した生産・供給体制の整備と流通コストの削減を促進します。

◇原木シイタケ生産者及び生産量の確保を図ります。

《基盤整備》

(目指す姿)

○林道と作業道の有機的かつ効果的な開設により木材の搬出区域が広がっています。また、作業ポイント（伐採木の造材、丸太の集積、トラックへの積み込みなどを行う場所）が造成され高性能林業機械を使った森林施業が効率的に実施されています。

(施策の方向性)

◇木材生産を重視した森林づくりを行う森林において、より効率的に森林施業が実施できるよう、林道と作業道（路）を適切に組み合わせた林内路網整備を促進します。

◇高性能林業機械を利用した作業システムに適応した路網整備を進めます。

◇低コストで災害に強い作業道（路）を開発し、普及します。

《林業の機械化》

(目指す姿)

○各地で高性能林業機械の導入が進み、安定した素材生産の供給体制が確立し、山側への還元額（木材販売による森林所有者の収入）が増大しています。

(施策の方向性)

◇高性能林業機械と路網を組み合わせた低コストで高効率な作業システムの開発・普及を進めるとともに、作業システムに応じた高性能林業機械の導入を促進します。

また、高性能林業機械のオペレーターを養成するとともに高性能林業機械による伐採専門チームを養成します。

◇高性能林業機械の利用を促進し、採算性を高めるため、伐採事業地の集約化を促進します。また、年間を通した利用間伐などを実施し、稼働率を向上させます。

《森林空間活用》

(目指す姿)

○だれもが、いつでも、安全に、気軽に、楽しめる森林空間があり、多くの人に利用されています。

○すぐれた風景を有する自然（森林）が保護され、快適な保健休養の場となっています。

○森林空間を活用した健康づくり、レクリエーション、都市と山村との交流、子ども達の自然体験等が活発に行われています。

(施策の方向性)

◇県民だれもが利用しやすい森林総合利用施設の整備を促進します。

◇森林環境教育、保健休養又は都市と農山村との交流などの活発化のために、市町村、森林づくり活動団体などへの支援を行います。

イ 木材産業の基本的方向

《県産材の利用の拡大》

(目指す姿)

- 素材生産量が拡大し、大手ハウスメーカーには規格木材が大量に供給されています。
- 素材販売により森林所有者への利益還元が図られ、再造林等による持続的な森林整備が行われています。
- 製材工場などの生産性の向上、端材の有効利用、流通体制の合理化などにより、低コスト製品が供給されています。
- 経営規模の拡大、製材工場などの連携、協業化などにより製品規模が拡大し、規格材が安定的に供給されています。
- 乾燥施設の導入、強度表示などにより、高品質な製品を供給しています。
- 地域の工務店・設計士が電子商取引などにより定時定量での部材の供給体制が確立し、主要構造材は「東濃桧」、「長良杉」などの銘柄材で対応できています。
- 国内外で県産材の良さなどの認識が深まり、県産材製品の利用が拡大します。
- 加工、設計、施工業者の連携により、顧客ニーズに合わせた製品を供給しています。
- 主要構造材に県産材を活用したこだわりの木造住宅建設工務店が増大しています。また、住宅の改築などにおける県産材の利用が拡大しています。
- 消費者への効果的なPRやトレーサビリティ（生産履歴）制度の確立により、消費者の県産材に対する認知と信頼性の向上が図られています。
- 県産材カタログの作成などにより、製品や価格などの情報が常に発信されるとともに、低コストで建築できるシステムが構築されています。
- 公共施設の木造化や内装木質化が進み、公共工事における県産材利用が拡大し、県民の木の良さなどの認識が深まります。

(施策の方向性)

【素材の安定供給体制の構築】

◇高性能林業機械の導入、路網の整備、素材生産システムの構築などを進め、低コストで効率的な素材生産を促進します。

また、素材生産の安定的供給量の確保のため、一定以上のまとまりをもった団地の設置を促進します。

【流通・加工の低コスト化と木材製品の品質向上】

◇製材工場の整備・転換を促進します。

- ・B・C材に対応した大型製材工場（集成材工場、合板工場など）の県内誘致を促進します。
- ・製材工場の規模拡大による生産性の向上や集成材需要の増加をふまえ、製材工場のラミナ工場等への転換を促進します。
- ・人工乾燥施設の整備を促進するとともに製材工場において端材等の燃料への有効活用等による乾燥コストの低減を図ります。

◇丸太の選別と流通の合理化を促進します。

- ・求めに応じた形質がそろった丸太を安定して製材工場等へ供給する体制を構築します。曲材等はラミナ工場等への直送を促進します。

◇小径木等未利用材の利用拡大を図ります。

- ・小径木、曲材、短尺材など、柱や板材としての利用が困難な材は、合板や集成材、木質燃料などへの利用を拡大します。

◇木材情報の提供と関係者の連携を促進します。

消費者、工務店、製材業者に対する木材の品質、供給可能量、価格等の情報提供を推進するとともに、木材流通業者と住宅建築業者の連携を強化します。

◇木材製品の品質向上を図ります。

・木材の品質管理を徹底します。特に人工乾燥材の供給量を拡大します。

【県産材の販路拡大】

◇大手ハウスメーカーへの規格木材の大量供給体制を構築します。

◇地域の工務店・設計士が電子商取引等により、製材工場などから定時定量での部材の入手ができるよう供給体制を整備します。

◇B・C材に対応した大型製材工場（集成材工場、合板工場など）の県内誘致を促進します。

◇人工乾燥材の供給量の拡大等木材製品の品質を向上するとともに、その客観的データを提供します。

◇海外への県産材の良さなどのPR促進と県産材製品の供給を拡大します。

【県産材を使用した住宅の建設促進】

◇主要構造材に県産材を多用した木造住宅（県産材住宅）を建設する工務店への支援を拡大します。

◇リフォームなどにおける県産材の利用を促進します。

◇効果的な消費者へのPRやトレーサビリティ制度の確立により、消費者の認知と信頼性を向上させます。

※県産材住宅：県産材を構造材に60%以上使用した住宅

【公共施設・土木工事での県産材の利用の拡大】

◇木材製品の価格などの情報が常に発信される体制を整備します。

◇標準仕様の作成や標準仕様に対応した規格部材の製造などによる低コスト建築システムを構築します。

◇公共工事における新たな県産材利用工法などの開発を進めます。

《木質資源の有効利用》

（目指す姿）

○木質資源の多様な利用が図られ、端材などが低コストで効果的に利用できる体制が確立されています。

○リフォーム需要やマンション用の施工性の高い製品の開発が行われ、木材の需要が拡大しています。

（施策の方向性）

【新製品・新用途の開発促進】

◇端材などが低コストで有効利用できる体制を確立します。

◇リフォーム需要やマンション用の施工性の高いユニット部材など新たな木材製品の開発を促進します。

(3) 林業・木材産業の構造改革に関する目標

ア 林業経営体及び林業事業体に関する目標

(ア) 効率的かつ安定的な林業経営を担う者の姿

【林業経営体】

- ・保有森林が概ね100ha以上の林業を主業とする自営林家
- ・保有森林が概ね500ha以上の会社等の経営体

【林業事業体】

- ・年間400ha以上の造林・保育を主に行う事業体
- ・高性能林業機械を導入し、年間5,000m³以上の素材生産を行い、かつ年間300ha以上の造林・保育を行う事業体
- ・高性能林業機械を導入し、年間9,000m³以上の素材生産を行う事業体

(イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担う者の数

指標	林業経営体	林業事業体	計
現状 (H17)	104	15	119
		① 13	
		② 2	
目標 (H23)	104	21	125
		① 15	
		② 6	

①：森林組合、②：その他の事業体

(ウ) 効率的かつ安定的な林業経営を担う者による事業量

指標	林業経営体		林業事業体		合計	
	素材生産量	造林・保育面積	素材生産量	造林・保育面積	素材生産量	造林・保育面積
現状 (H17)	m ³ —	ha —	m ³ 55,000	ha 24,000	m ³ 55,000	ha 24,000
目標 (H23)	m ³ —	ha —	m ³ 76,000	ha 29,000	m ³ 76,000	ha 29,000

イ 木材の供給に関する目標

単位：千m³

指標	素材生産量	(うち都道府県内への供給量) (A)	(うち都道府県外への供給量) (B)	都道府県外からの移入量 (C)	都道府県内の木材供給量 (A) + (B)
現状 (H17)	305	216	88	30	246
目標 (H23)	485	376	140	40	416

※外材を除く

指標	素材生産量のうち都道府県内への供給量 (A)	(うち原木市場・共販場を通じた供給量) (D)	(うち協定による市場等を経由しない供給量) (E)	その他 (A)-(D)-(E)
現状 (H17)	216	189	0	27
目標 (H23)	376	230	105	40

ウ 木材の利用に関する目標

単位：千m³

指標	製材用	パルプ・チップ用	合板用	その他	合計
現状 (H17)	225 (105)	21 (0)	0 (0)	0 (0)	246 (105)
目標 (H23)	279	41	96	0	416

※ () 書きは外材で外数